

習志野市農業委員会総会議事録

平成22年第6回習志野市農業委員会総会は平成22年6月23日（水）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時より
1. 委員の出欠席 18名中 15名出席 欠席 3名

委員氏名（網かけは欠席委員）

1 番 田久保 清一	2 番 飯 生 良	3 番 吉 野 吉雄
4 番 中 台 孝政	5 番 斉 藤 健次	6 番 央 重則
7 番 田久保 武士	8 番 宮 本 泰介	9 番 市 角 夏司
10 番 村 山 光男	11 番 織 戸 正裕	12 番 飯 生 正己
13 番 織 戸 和行	14 番 伊 藤 豊	15 番 海老原 健治
16 番 谷 岡 隆		

会長職務代理者 吉野 弘司
会 長 廣瀬 博

1. 議案審議結果
上 程 3 件 承 認 3 件 不 承 認 0 件 審 議 未 了 0 件

1. 閉会時間 午後 16時05分

1. 付議事項

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第26号 軽微な農地改良の届出書の取り下げについて
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第11号 農地法第4条1項7号の規定による届出について

議長

それでは、平成22年第6回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、14番 伊藤 豊委員

15番 海老原 健治委員より欠席の報告があり、出席委員は16名であります。

よって、本日の総会は成立いたしました。

つぎに、議事録署名人について、

「習志野市農業委員会会議規則 第26条第2項」の規定により議長より指名させていただきます。

13番 織戸 和行委員と16番 谷岡 隆委員、両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。

本日の議案案件は、3件でございます。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請でございますが事務局より、議案説明をお願いします。

事務局

みなさん、こんにちは。それでは議案説明をいたします。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請書の提出があったので許可について審議を求めるものです。

1 農委受付日 平成22年6月4日 農委申請日 平成22年6月23日

申請者 譲受人 習志野市 ●●さん ●歳 農業

譲渡人 習志野市 ●●さん ●歳 農業

2 許可をうけようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等

習志野市藤崎■丁目■番■ 地目 畑 面積■■■■㎡

所有者 ●●さん

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

譲受人は規模拡大による隣接地の取得。

譲渡人は平成20年10月に夫の死亡のため相続で取得。

高齢に伴い通作距離および規模縮小。

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

売買による所有権移転

5 権利設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し、使用収益権を有する農地の面積等。

譲受人 所有地 畑 ■■■■㎡ 今回の購入■■■■㎡を含め実経営面積の合計は■■■■㎡

譲渡人 所有地 畑 ■■■■㎡ 売り地 ■■■■㎡

残り実経営面積 ■■■■㎡となります。

事務局	<p>6 権利を取得しようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事している状況</p> <p>●●さん 本人 従事日数 300日</p> <p>●●さん 妻 300日</p> <p>●●さん 長男 160日</p> <p>●●さん 30日</p> <p>7 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具等の保有状況</p> <p>耕運機1 自動車1 トラクター1でございます。</p> <p>次のページに公図がございます。</p> <p>■番地は●●さん所有、 ■番■は昨年●●さんが取得しておりまして今回■番■を取得で一体として活用しようとするものです。</p> <p>また、■番■は●●さん所有で●●さんが今後土地利用を考えていて、このまま残すと聞いております。</p> <p>次のページに案内図がございます。</p> <p>現地調査については省略しております。それは昨年隣地の取得時に現地を確認しておりますので今回省かせていただきました。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局ご苦労さまでした。</p> <p>ただいま事務局より議案説明がございましたが、議案第25号について、審議に入ります。</p> <p>ご質問等のある方は挙手願います。</p>
各委員	<p>(質問なし)</p>
議長	<p>事務局、何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議長	<p>他に質問等がなければ、裁決に入ります。</p> <p>議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方の同意を求めます。</p> <p>賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成をもちまして、議案第25号は許可相当と決しましたので、本日付けで許可書を発行することにいたします。</p> <p>つづいて、議案第26号「軽微な農地改良の届出書の取下げ」について、先日15日の現地調査ありがとうございました。</p> <p>事務局より、議案説明を求めます。</p>

事務局

はい。議案第26号 軽微な農地改良の届出書の取下げについて

下記のとおり農地への盛土等を計画していたが取消の届出があったので、審議を求める。

提出年月日 平成22年6月23日

農業委員会受付日 平成22年6月1日

申請目的 近い将来の土地活用を考慮して

申請者の住所、氏名

習志野市 ●●さん 農業

習志野市 ●●さん 会社員

東京都世田谷区 ●●さん 主婦

取消を受けようする土地

鷺沼台■丁目■番■ ●●さん所有 畑 ■■■■㎡

同所 ■番■ ●●さん所有 畑 ■■■■㎡の一部

同所 ■番■ ●●さん 畑 ■■■■㎡他■■■■㎡の一部

申請目的が土地活用を考慮してとのこと、この申請地はちなみに立地基準第3種農地になります。

当初の搬入土砂等の取得先 隣接開発区域（61棟）の事業地内の畑の表土を搬入、軽微な農地改良の要件といたしまして、農地所有者自らが従前の作土と同等以上の土砂等を用いて、軽微な農地の改良を行うものです。

「従前の作土と同等以上の土砂等」とは自然に存在する地山を掘削したことによって得られた山砂、山土砂で搬入元が明らかな畑土等をいう。

平均盛土厚さ 1.0m以下、以上になりますと軽微ではなくなり、県の許可申請が必要になります。

盛土行為に伴い、赤道や青道の構造等の変更がないこと。

平成21年12月総会において、建売分譲住宅（61棟）の開発に伴い、隣接農地と開発区域境に段差が生じるため農地の一部を埋め水溜り等の起こらない様に農地に開発区域の良質な表土を埋め、その上に自作地の表土を埋める計画でした。

当初は10筆7名の所有者で申請がありましたが、そのうち3筆3名の所有者から取消申請が出たものです。

なお、開発に伴い水溜り等が発生するおそれがある場合には、農業委員会が開発業者に対して被害防除の指導を行うこととなります。

以上でございます。

議長

事務局ご苦労さまでした。

ただいま、事務局より議案第26号の議案説明がありました。

議 長	この件について、審議に入りますが何か質問等のある方は、挙手願います。
谷岡委員	現地調査にいったいなのでイメージがわからないのですが、必要だから盛土するはずだったのになぜ取下げしたのか？
事務局	軽微な農地造成で盛土をすることは通常3年は耕作してもらうことになり ます。 軽微な農地造成の申請をしないと、今後建売分譲が完成したなかで土地活用が可 能になってきます。
谷岡委員	土地の形状については大丈夫なのかどうか？
事務局	雨が降ると水が溜まることになるが、開発業者に防除対策してもらうことにな ります。
谷岡委員	この取下げた場所が次の議案27号で同じ場所がでてきているのはどうして か。
事務局	居住者の安全確保の要望があつたためこの軽微な農地改良の申請をとりさげ て、次の議案第27号で5条の許可申請をし、資材置場として活用するものです。
議 長	他に質問等ございませんか。 事務局、補足説明等ありますか？
事務局	申請者の年齢が記入されていませんが取下げ申請なのであえて省略させていた だきました。申し訳ありませんでした。今後は入れるようにいたします。
議 長	この案件は、取下げ申請であり、取下げ申請を裁決することも変 でございますので、皆様にご承認いただければと思います。 如何でしょうか？
各委員	(異議なしの声)
議 長	有難うございます。 つづいて議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」 事務局より説明を求めます。

<p>事務局</p>	<p>議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>下記のとおり農地法施行規則第48条の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。</p> <p>提出年月日 平成22年6月23日 農業委員会受付日 平成22年6月10日 申請目的 資材置場 申請者 譲受人 千葉県船橋市 (株)●●●● 不動産業 譲渡人 東京都世田谷区 ●●さん 主婦 許可を受けようとする土地 習志野市鷺沼■丁目■番■ 畑■m² 習志野市鷺沼■丁目■番■ 畑■m² 合計 ■m² 立地基準 第3種農地 転用計画 建売分譲住宅建設</p> <p>(第3期工事)に伴う資材置場として 申請理由 平成21年12月総会において、議案第53号で農地法第5条の許可申請、建売分譲住宅建設(61棟)で審議し、平成22年1月27日に県の許可が下りている事業について、この申請地は開発区域に隣接しているため、段差が生じる可能性があり、農地として維持していく上で、降雨等による水溜りが発生するおそれがあることから、農地に土を入れ軽微な農地改良を行うように指導しましたが、開発に伴う地元説明会において、住民生活の安全確保を図る観点から造成工事業者および住宅建設業者の車輛を路上に止めないよう要望があり、この地を資材置場兼駐車場として選択したものです。</p> <p>今後も4期計画・5期計画と予定しているようで、3年ほどは資材置場として使用し、全ての工事完了後は来客者の駐車場および入居者の駐車場として活用を考えています。</p> <p>先程の議案第26号で軽微な農地造成の届出の取下げを行ったものです。</p>
<p>議長</p> <p>吉野職務代理</p>	<p>現地調査報告を吉野職務代理よりお願いします。</p> <p>議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」 現地報告を行います。</p> <p>6月15日(火)10時過ぎより、委員13名、事務局2名で現地調査を行いました。</p> <p>現地には設計士の●●氏と建売分譲主の(株)●●●●の社員1名と(株)●●の社員1名が待機していました。</p> <p>この申請は、昨年12月に建売分譲住宅建設(61棟)の工事に伴い、10筆、7名から「軽微な農地改良の届出」が出ていましたが、先程の</p>

<p>吉野職務代理</p>	<p>議案第26号で4筆、3名の方から取下げ願いの提出があり、そのうちの1人から、取下げをした農地に資材置場兼駐車場を新たに転用するというものです。</p> <p>資材置場が必要な理由として、建売分譲住宅の開発が進んでいる中で、すでに100棟以上の住宅が完成し居住しています。</p> <p>3期目の開発に伴う工事等により、居住者の安全確保のための資材置場の申請であるなら、やむを得ないと個人的には思っています。</p> <p>また、議案案件とは異なりますが、他の方の「軽微な農地改良の完了検査」も合わせて行いました。</p> <p>これは、この開発に伴い農地に対する被害防除対策として、農業委員会が指導したということですが、道路と畑の段差も解消されていましたことも、合わせて報告させていただきます。</p> <p>以上で、調査報告を終了いたしますが、皆様で宜しくご審議ください。</p>
<p>議長</p>	<p>職務代理ご苦労さまでした。</p> <p>只今の議案説明および調査報告を踏まえまして審議に入りますがご意見・ご質問等のある方は挙手願います。・・・・・・・・</p>
<p>谷岡委員</p>	<p>私はこの計画には道路の問題で元々反対の立場なのですが、第3期計画では警察の駐車場からの進入路ですが工事が終わったらもとに戻すのか、あるいは今度予定している第4期計画でも同じ経路になるのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>第4期計画のことについては聞いておりませんが、当然安全確保対策を指導していかなければなりません。</p>
<p>谷岡委員</p>	<p>住民の安全性として資材置場の場所が合理的であればいいと思いますが、どういう経路でこの場所に工事車輛がはいつてくるのか？</p>
<p>事務局</p>	<p>搬入路としては、工事車輛の大半は警察駐車場の脇から入る道路を使用すると聞いております。</p>
<p>谷岡委員</p>	<p>仮設道路は使い続けられるという保証はありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>いつまで契約しているかは確認しておりませんので次回に報告させていただくということでご了承いただければと思います。</p>
<p>谷岡委員</p>	<p>第3期工事はほぼ終わっているわけですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>道路はあと舗装することと、区画割りすることになっています。</p>

事務局	建物はこれからです。
谷岡委員	第3期計画の中には資材置場はなかったのか。
事務局	なかったので、今回分譲も多いので資材置場が必要になってくるということでございます。
谷岡委員	工事車輛の進路を事務局で確認しておいてください。 警察の駐車場 工事が終了するまで借りられるように要望します。
事務局	わかりました。
田久保委員	この開発は段階的にやってきているが取り付け道路がない。 開発行為の指導の中できちんと取り付け道路を指導してもらいたい。事務局お願いします。
議長	田久保委員からの要望について事務局よろしくお願いします。
事務局	了解いたしました。
議長	他にご質問等ございますか。 他に質問等がなければ、裁決に入ります。 議案第27号「農地法5条の規定による許可申請」について裁決いたします。 議案第27号の許可申請について賛成の方は、挙手願います。 全員賛成をもちまして、議案第27号は許可相当と決しましたので、県に進達いたします。 これを持ちまして、本日の審議案件は全て終了いたしました。 報告第11号「農地法第4条の届出」につきましても、皆様すでにご覧頂いていると思いますが、何か質問等ございますか。 なお、今月の報告で「農地法第5条の届出」につきましても届出件数がありませんでした。 質問等が無ければ、本日の総会はこれで終了いたします。